

～資格取得を目指す、ひとり親家庭のお母さん・お父さんを応援します！！～

## 自立支援教育訓練給付金事業のご案内

### ■ 制度内容 ■

母子家庭の母又は父子家庭の父が資格や技能を身に付けるために指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その費用の一部の助成を行うものです。

### ■ 対象者 ■

白河市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の受給要件をすべて満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にある方
- ② 支給を受けようとする方の就業経験、希望職種、技能及び資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められる方

### ■ 対象講座 ■

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※対象講座の詳細は、厚生労働省ホームページの「自立支援教育訓練給付金」をご覧ください。

### ■ 給付額 ■

支給区分	給付内容
一般教育訓練または特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する方	受講費用の60%相当額（上限200,000円。12,000円以下は支給なし）
専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する方	受講費用の60%相当額（修業年数×40万円と160万円のいずれか少ない額が上限。12,000円以下は支給なし）

※雇用保険制度の教育訓練給付金受給資格がある方はハローワークで支給する額を差し引いて支給します。

### ■ 給付までの流れ ■

- ①事前相談(お早めに市担当窓口にご相談ください) ⇒②対象講座指定申請書を提出 ⇒
- ③審査及び対象講座指定通知 ⇒④受講・修了 ⇒⑤支給申請書提出 ⇒⑥支給決定通知 ⇒
- ⑦支給請求書提出 ⇒⑧送金

### ■ 事前相談・各申請窓口 ■

白河市子ども未来室子ども支援課子育て支援係  
0248-28-5521



～資格取得を目指す、ひとり親家庭のお母さん・お父さんを応援します！！～

## ■ 申請手続 ■

### 〈事前相談時に必要なもの〉

受講を希望している講座のパンフレットなど

### 〈対象講座指定申請時に必要なもの〉 ※児童扶養手当受給者が省略できるもの

- ① 対象講座指定申請書（第1号様式）
- ② 申請者及び児童の戸籍謄本または抄本 ※
- ③ 申請者及び扶養親族の所得課税証明書 ※
- ④ 印鑑



### 〈対象講座が修了したら〉

対象講座が修了した日から起算して**30日以内**に、次の書類を提出してください。

- ① 支給申請書（第4号様式）
- ② 教育訓練の修了を認定する書類
- ③ 教育訓練について発行した領収書

### 〈支給決定通知書を受取ったら〉

支給請求書（第7号様式）を提出してください。

## その他の制度の紹介

### ● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やその子どもがより良い条件で就業・転職し、生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講する場合にその受講費用の一部を助成するものです。※詳細についてはこども育成課までお問い合わせください。

### ● 高等職業訓練促進給付金事業

安定した収入を得るために、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、美容師、製菓衛生師、調理師などの養成機関での資格取得を目指す場合、その修業期間（上限4年）、非課税世帯の場合は月額10万円、課税世帯の場合は月額7万5000円を支給するものです。

※「白河厚生総合病院附属高等看護学院」、「白河医師会 白河准看護学院」および平成29年4月マイタウン白河に開校する「しらかわ介護福祉専門学校」も本事業の対象となります。